

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社の経営理念は、適正かつ最大の収益を目指して揺るぎない企業活動を遂行することにより、当社に関係するすべての人々の利益の増進と企業の発展・向上を図り、もって社会に貢献することです。すなわち、

- ・“顧客”を満足させる良質の製品・サービスを提供する。
- ・“株主”の期待に応える業績をあげ、企業価値の増大を図る。
- ・“従業員”の生活を向上させ、働きがいのある会社にする。
- ・“地域”の一員として認められ、地域にとって存在価値のある会社を目指す。

ということであります。

当社はこうした経営理念を実現し、より効率的で透明性の高い経営を推進していくために、企業統治の体制や仕組みをさらに整備しその機能を高めていくことが、経営上の最重要課題の一つであると考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新**

20%以上30%未満

【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	18,380,000	13.52
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	10,875,000	8.00
三菱UFJ信託銀行株式会社(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	5,350,000	3.93
三菱商事RtMジャパン株式会社	4,000,750	2.94
EVERGREEN(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	2,934,000	2.15
三井住友信託銀行株式会社(常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	2,174,000	1.60
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	2,157,000	1.58
株式会社扇谷	2,003,750	1.47
資産管理サービス信託銀行株式会社(投信受入担保口)	1,485,016	1.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,468,000	1.08

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	非鉄金属
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高木 俊輔	他の会社の出身者											
西田 恒夫	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高木 俊輔	○	同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。	同氏は富士重工業株式会社の代表取締役、常勤監査役など要職を歴任されるなかで培った経営全般にわたる知識と豊富な経験により、業務執行に対する適切な監督と助言をしていただけたことから社外取締役として適任であると判断しております。 なお、同氏は一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断しております。
西田 恒夫	○	同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。	同氏は外交官としてのグローバルな視点からの幅広い知識と見識を当社の経営全般に活かしていただけたことから、社外取締役に選任しております。また、同氏は直接会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行でき

		るものと判断しております。 なお、同氏は一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断しております。
--	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、監査役と会計監査人が年間数回（監査体制、監査計画、監査状況報告等）の意見交換、ミーティングの実施のほか、棚卸監査を共同で行うなど必要に応じ連携しております。

また、内部監査室を設置し、監査計画に基づいて当社及び連結子会社を対象に法令遵守状況、内部統制システム及び情報セキュリティの有効性を中心に会社業務全般にわたる監査を実施した上で監査結果を取締役会及び監査役会に報告し、経営の健全性及び業務の効率性の向上を図っております。また、会計監査人と適宜連携し、実効的な内部監査の実施に努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
相原 誠	他の会社の出身者										△			
多田 稔	他の会社の出身者										△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
相原 誠	○	同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。	同氏は金融機関において培った豊富な経験と幅広い見識を有し、それらを活かして当社の監査体制の強化に反映していただけることから社外監査役として適任であると判断しております。

			同氏は、平成16年3月まで当社の取引先金融機関であるみずほコーポレート銀行株式会社（現みずほ銀行株式会社）に勤務しておりましたが、当社の同行からの取引額は突出しておらず、同行が保有する当社株式は1%未満であります。従いまして、一般株主との間に利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定いたしました。
多田 稔	○	同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。	同氏は総合商社において、国内業務はもとより、海外ビジネスにおける豊富な経験を通じて幅広い見識を培い、それらを活かして当社の監査体制の強化に反映していただけることから社外監査役として適任であると判断しております。 同氏は、平成22年6月まで当社の取引先である三菱商事株式会社に勤務しておりましたが、当社の同社に対する取引額は突出しておらず、同社の100%子会社である三菱商事RtMジャパン株式会社が保有する当社株式の割合はおよそ3%であります。従いまして、一般株主との間に利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
該当項目に関する補足説明	

取締役の賞与については、当期の業績、株主への配当金、世間の報酬水準、過去の実績等を総合的に勘案し、定時株主総会への上程のうえ承認を得ております。各取締役への配分額については、各取締役の貢献度、目標達成度などに応じて取締役会で決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	

2014年度における取締役に対する報酬総額は、次のとおりであります。

●取締役9名に対し支給額は9400万円

※注記

1. 取締役への支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第108回定時株主総会において月額1500万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

取締役の月例定額報酬については、株主総会の決議により月額の限度額が決定されております。各取締役の月例定額報酬は、当社の定める一定の基準（役職、役割、経験などを加味した基準）に基づき取締役会で決定しております。

取締役の賞与については、当期の業績、株主への配当金、世間の報酬水準、過去の実績等を総合的に勘案し、定時株主総会への上程のうえ承認を得ております。各取締役への配分額については、各取締役の貢献度、目標達成度などに応じて取締役会で決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

サポート体制：総務部1名 経理部1名

社内外の情報の収集、伝達。取締役会等重要な会議の開催連絡・調整

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

（1）取締役会

当社の取締役会は、意思決定の迅速化と事業規模との適合を勘案し、当社事業に精通した5名の取締役に社外取締役2名を加えた体制とし、取締役会の機動的運営と監督機能の強化を図っております。

なお、取締役の経営責任をより明確にするため、取締役の任期を1年にしております。

（2）執行役員制度

当社は、取締役会の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、事業部門の業務執行に当たる権限と責任を付与された「執行役員制度」を導入しております。なお、執行役員の任期は1年であります。

執行役員8名（内、4名取締役兼任）は、機動的かつ迅速に各事業部門の業務執行に当たっております。

（3）監査役会

当社は、監査役3名（内、社外監査役2名）からなる監査役会を設置し、独立性を確保した上で取締役の職務の執行を監督するとともに、業務の適正を確保するための体制の整備状況を監視・検証しております。

（4）経営会議

取締役、監査役及び執行役員を主な構成メンバーとする経営会議を原則として毎月1回以上開催しております。経営会議においては、取締役会付議事項及び社長決裁事項を事前に協議するほか、全社的に情報を共有すべき事項等について活発な討議、意見交換を行っております。

（5）その他の各種委員会

取締役、監査役及び執行役員で構成する安全衛生委員会、環境管理委員会、品質保証委員会において、各事業所、各事業部から報告される事業活動に関するリスク管理状況とその対応について討議しております。

また、企業倫理委員会、危機管理委員会においては、全社横断的なコンプライアンスの徹底とリスク管理の推進に努めております。

（6）報酬決定

取締役及び監査役の月例定額報酬については、株主総会の決議により、取締役分及び監査役分それぞれについて月額の限度額が決定されております。各取締役の月例定額報酬は、当社の定める一定の基準（役職、役割、経験などを加味した基準）に基づき取締役会で決定しております。

取締役の賞与については、当期の業績、株主への配当金、世間の報酬水準、過去の実績等を総合的に勘案し、定時株主総会への上程のうえ承認を得ております。各取締役への配分額については、各取締役の貢献度、目標達成度などに応じて取締役会で決定しております。

各監査役の報酬は、その職務の独立性という観点から業績に左右されない定額報酬である月例報酬のみとし、職務と職責に応じた報酬額を監査役の協議により決定しております。

なお、退職慰労金制度については、平成19年6月28日開催の第108回定時株主総会の日をもって廃止いたしました。

（7）会計監査人

会計監査人は、監査役と適度な緊張関係を保ちつつも、緊密な連携を保ち、監査計画立案、実行及び監査結果の報告を行うとともに、適宜必要な情報交換を行い、効率的かつ効果的な監査の実施に努めております。

当連結会計年度において会計監査業務を執行した新日本有限責任監査法人の公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は次のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名

江口 泰志、石川 純夫

・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 16名、その他 15名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、独立役員として届け出た社外監査役2名を有する監査役会による経営全般に対する監視・監督に加え、平成25年6月より取締役会の業務執行に対する監視・監督機能を更に強化するため独立役員として届け出た社外取締役1名を増員しました。また、平成27年6月には、取締役会の一層の機能強化のために、独立役員として届け出た社外取締役1名を増員し、2名体制としました。これによりコーポレート・ガバナンスが有効に機能し、経営の健全性、透明性が追求できる体制が一層充実したものと考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
その他	●当社ホームページに招集通知を掲載 ●株主総会のビジュアル化を実施 ●議決権行使結果について開示 ●招集通知における表紙の作成及び記載順序の変更

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(本決算、中間決算)説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明会資料及びプレスリリース等の各種資料をタイムリーに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部・経理部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「東邦亜鉛グループ行動指針」、コンプライアンス・マニュアルに明記
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境管理委員会、CSR推進室の設置
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	透明性、適時性を重視

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムについては次のとおり基本方針を定めております。

(1) 当社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社は、当社の取締役、執行役員及び使用人が遵守すべきコンプライアンス・マニュアル等、コンプライアンスに関する規程を制定、運用、点検するとともに、取締役、執行役員及び使用人の法令、定款遵守状況の監査を有効に実施するなどコンプライアンスの充実、強化に努める。
- b. 当社は、コンプライアンスに関する役員を任命するほか、社長を企業倫理委員会委員長に指名し、委員長は、原則として四半期に一度、企業倫理委員会を開催して、当社のコンプライアンスの取組み、運営状況を各委員（取締役、監査役及び執行役員）へ報告、周知する。
- c. 企業倫理委員会は、CSR推進室と連携して当社のコンプライアンスの取組みを統括し、グループ内通報制度の運営並びに取締役、執行役員及び使用人全体の教育等を行う。
- d. 当社は、東邦亜鉛グループ行動指針の中に「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、違法、不当な要求には応じない。」と定め、反社会的勢力に対しては、所轄警察署、顧問弁護士等とも連携し、組織的に対応する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会及び経営会議の議事録その他取締役の職務の執行に関わる重要な記録、文書等については、法令、定款及び文書規程に基づき、適切に作成、保存及び管理を行う。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社は、当社の損失の危険を管理するために、重要事項については、法令、定款及び社内規程等に基づき取締役会及び経営会議その他の当該案件の決定機関において厳正な事前審査を実施し、リスクの把握及び顕在化防止に努める。
- b. 当社は、当社の危機管理に関する統括責任者として社長または危機管理担当取締役を危機管理委員会委員長に指名し、委員長は、原則として四半期に一度、取締役、監査役及び執行役員を委員とする危機管理委員会を開催する。
- c. 危機管理委員会においては、危機管理体制整備の進捗状況を各委員へ報告、周知し、危機管理マニュアル等、損失の危険の管理に関する規程に基づき迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 当社は、執行役員制度を採用し、業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にするとともに、取締役は、当社に関する経営の意思決定の迅速化、監督機能の強化等、経営の効率化を図る。
- b. 当社の取締役会は、当社の経営計画及びその執行方針を決定し、その達成に向けて各部署に対し経営資源、権限の適切な配分を行い、業務の執行状況を監督する。その体制は、現在、任期1年の取締役7名で構成されているが、引き続き、意思決定を迅速に行い得る当社の事業規模に見合った適正な体制をとる。
- c. 当社は、取締役のほか、執行役員等も参加する経営会議を設置（原則として、月1回開催）し、業務の執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議するとともに、情報交換の円滑化を図る。

(5) 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. 当社の子会社の取締役の職務の執行等に係る事項の当社への報告に関する体制
・当社は、当社が定めるグループ会社管理規程に基づき、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、必要に応じて当社への報告を求める。
- b. 当社の子会社の損失の危険に関する規程その他の体制
・当社は、当社が定める危機管理マニュアルに基づき、子会社のリスクの把握を行うとともに、リスクの管理状況につき定期的または都度報告を受ける。
- c. 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・当社は、各子会社について当社内の主管部を定め、当該部署が、子会社の事業内容、規模、その他の状況に応じて助言、指導を行うことを通じて、子会社の取締役の職務の執行の効率性の向上を図る。
- d. 当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・当社は、当社が定める東邦亜鉛グループ行動指針を、子会社の全取締役及び使用人に周知徹底し、コンプライアンスの推進に努める。
- e. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
a. 監査役は、その職務を補助すべき使用人に対し、補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。
b. 上記の監査補助業務については、補助者の指揮命令権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は及ばないものとする。補助者の人事に関する事項のうち異動、考課、懲罰については監査補助業務の実効性を妨げるものにならないよう留意するものとする。

(7) 当社の監査役への報告に関する体制

- a. 当社及び当社の子会社の取締役、執行役員及び使用人は、その分掌する業務に関連して次に定める事項があることを知った場合は、法令その他コンプライアンス・マニュアル等、社内規程に定める方法により、直接またはCSR推進室を通じ当社の監査役へ速やかに適切な報告を行う。また、監査役から業務に関する報告を求められた場合も同様とする。
 - ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ・取締役、執行役員及び使用人の職務の執行に関する不正行為
 - ・法令、定款に違反する事実
 - ・当社の重要な会議の開催予定等
- b. 監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

(8) その他当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議や各種委員会に出席し、必要があれば意見を述べるとともに、監査役の職務を執行するために必要な情報を共有する。
- b. 監査役は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
- c. 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当社が当該監査役の職務の執行に必要なと認めない場合を除き、速やかにその費用または債務を処理する。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するために、金融商品取引法及びその他関連法令等の定めるところに適合した内部統制システムを整備するとともに、内部統制が適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社グループが良き企業市民として存在し行動していくために、社員一人ひとりが自覚し遵守すべき行動指針である「東邦亜鉛グループ行動指針」の中に「反社会的勢力及び団体との対決」を掲げ、反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、違法、不当な要求には応じない旨定めております。

具体的には、所轄警察署や関係団体と連携し、情報交換や助言を得るなど緊密な関係を構築しております。また、顧問弁護士事務所からも法的な助言を得るほか、各種セミナー等への積極的な参加、他企業と定期的に情報交換を行うなど最新の情報入手に努めています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、社内規程「内部情報管理および内部者取引規制に関する規程」及び「IRポリシー」において、各部門で発生した重要事実の管理、伝達、開示について定めておりますが、迅速で公平、かつ正確な情報開示に努めます。これらが、確実・迅速に実施されるよう情報取扱責任者及び情報管理担当者を設置し内部者取引を未然に防止する仕組みを整えております。

・情報取扱責任者

重要事実を統括して管理する者で総務本部長（取締役執行役員）がこの任に当たっております。

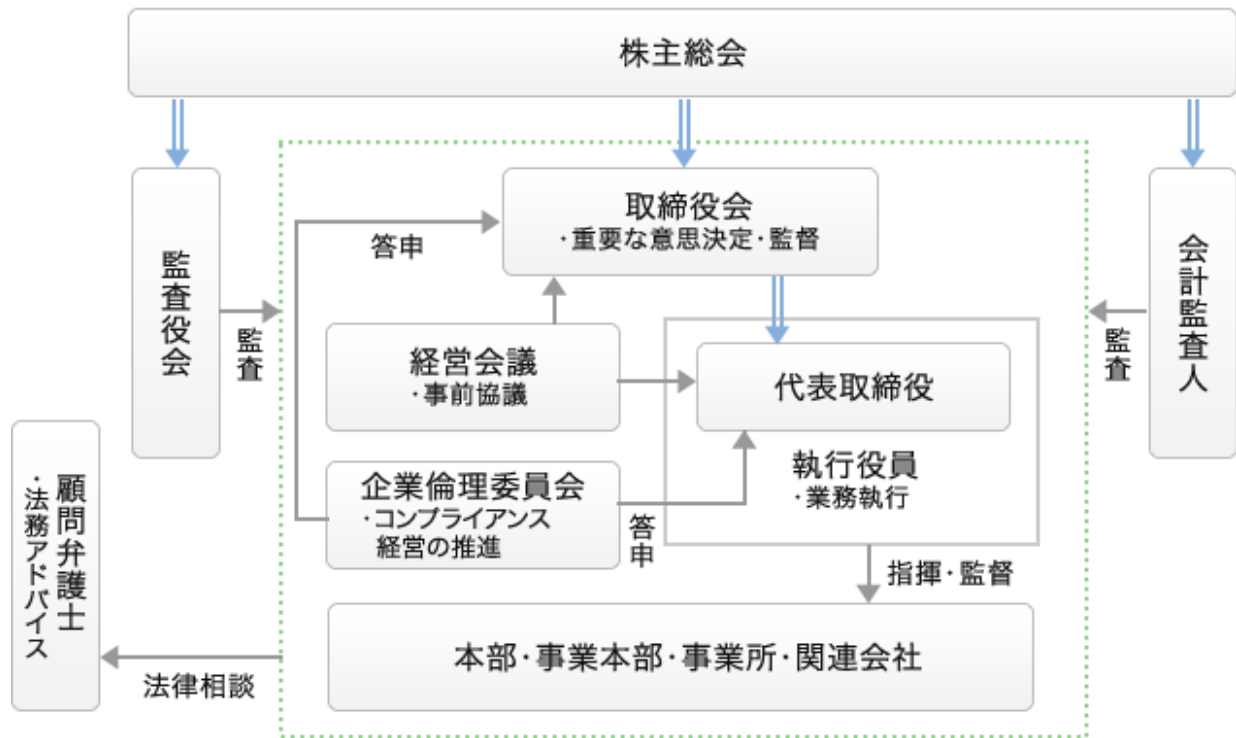
・情報管理担当者

当社の各部門における重要事実を管理する者で、各本部長、各事業（本）部長がこの任に当たっております。また、子会社に生じた重要事実を管理するため、子会社については、子会社の社長を情報管理担当者として指名することとしております。

なお、発生事実、決定事実・決算に関する情報発生から開示までの流れは次のようになっております。

・発生事実～各部門（子会社含む）で情報が発生した場合、情報管理担当者から情報取扱責任者に報告され、情報取扱責任者は、「適時開示規則」に照らし、開示の必要性を判断すると共に、社長他役員に報告し、開示内容について承認を得た上で、東京証券取引所に開示いたします。

・決定事実・決算情報～社内規定「取締役会規定」において、取締役会の決議事項が定められており、また、「適時開示規則」に定められた事項（決算に関する情報を含む）を取締役会で決議した場合には、情報取扱責任者が速やかに東京証券取引所に開示いたします。



(注) ↓ は選任・解任関係を示します。